

次期県総合計画（いわて県民計画）の策定に向けた対応について

1 県の教育に関する基本的な計画等

(1) 知事が策定する計画等

① 県総合計画（いわて県民計画）

- ・ 概ね 10 年後を見据えた長期的な視点に立って、教育分野を含む県のあるべき姿を実現していくための政策推進の方向や具体的な取組内容を示すもの。

※ 計画期間：平成 21 年度～30 年度

- ・ 実現していきたい 10 年後の岩手県の未来を示した「長期ビジョン」と、その実現のための具体的な取組を示した「アクションプラン」で構成されている。

② 教育、学術及び文化の振興に関する大綱（地教行法第 1 条の 3 第 1 項）

- ・ 国が定める教育振興基本計画を参酌し、地方公共団体の長が、地域の実情に応じ教育、学術及び文化の振興に関する基本的な計画を定めるもの。
- ・ 「大綱」を策定又は変更するときは、地方公共団体の長は総合教育会議において協議する必要がある。
- ・ 本県では、上記の「いわて県民計画」及び「同アクションプラン」の教育、学術及び文化に関する分野を「大綱」として位置づけている。

(2) 教育委員会が策定する計画等

① 県教育振興基本計画（教育基本法第 17 条第 2 項）

- ・ 国が定める教育振興基本計画を参酌し、地方公共団体が地域の実情に応じ教育の振興に関する基本的な計画を定めるもの。

※国の教育振興基本計画

第 1 期：平成 20 年度～24 年度、第 2 期：平成 25 年度～29 年度

- ・ 本県では、上記の「いわて県民計画」の教育に関する分野を、県の教育振興基本計画として位置づけている。

② 岩手の教育振興

- ・ いわて県民計画に掲げる教育施策のうち教育委員会が所管する分野について、計画期間である 10 年間の教育施策の基本方向や具体的な取組内容を県民や教育関係者等が共有し、より理解を深めていくためのガイドラインとして示すもの。
- ・ いわて県民計画の「長期ビジョン」を実現するための具体的な取組を示す「アクションプラン」は、1 期～3 期に分けられ各期ごとに策定される。
- ・ 「岩手の教育振興」はいわて県民計画の「長期ビジョン」と「アクションプラン」を接続させる性質を持っているもの。

2 次期県総合計画の策定

- ・ 県総合計画は、知事部局が所管する県総合計画審議会において検討されることとなる。
- ・ 平成31年度を初年度とする次期県総合計画の検討が、今年度から開始される見込み。
- ・ 県総合計画は、上記のとおり地教行法に規定する「大綱」等としての位置づけでもあることから、総合教育会議の場においても協議を行なっていく。
- ・ 「大綱」等は、国が定める教育振興基本計画を参酌する必要があることから、現在国が検討している国の次期教育振興基本計画との整合を図りながら検討を行っていく。

3 次期「岩手の教育振興」の策定

- ・ 「岩手の教育振興」は、県教育委員会の諮問機関である教育振興基本対策審議会において検討され、同審議会の答申を踏まえて県教育委員会が策定することとなる。
- ・ 次期「岩手の教育振興」は、次期県総合計画との整合を図りながら検討を行っていく。

4 教育振興基本対策審議会の開催

(1) 審議会委員の人選

- ・ 教育振興基本対策審議会での次期「岩手の教育振興」の検討を進めるに当たり、委員の任期が切れていることから、改めて委員の任命を行う必要がある。
- ・ 委員の定員は条例により18名以内とされているが、委員数及び人選方法については、従来 of 取扱いを参考に進める。

(2) 人選スケジュール

平成29年8月 教育委員協議会（委員の任命について協議）
8月 教員委員定例会（委員の任命について議決）
9月 委員任命

(3) 平成29年度審議会開催スケジュール

平成29年11月 第1回開催
平成30年2月 第2回開催

※ 開催スケジュールは、県総合計画の策定に向けた検討状況を踏まえて別途調整する。

最終改正 平成13年7月9日条例第57号

(設置)

第1条 教育振興基本対策に関し必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として岩手県教育振興基本対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育水準の向上に関すること。
- (2) 教育の機会均等の拡充に関すること。
- (3) 教育環境の整備に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育振興基本対策に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 市町村長
- (2) 市町村教育委員会委員長
- (3) 市町村教育委員会教育長
- (4) 教育関係団体の役職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、教育委員会が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年3月15日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年7月9日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

(参考) 岩手県教育振興基本対策審議会 前委員

(平成23年7月1日～平成25年6月30日)

条例区分	氏 名	職 名 等	備 考
第3条第1号 市町村長	野田 武則	釜石市長	
	高橋 由一	金ヶ崎町長	
第3条第2号 市町村教育委員会委員長	似内 宏和	遠野市教育委員会委員長	
第3条第3号 市町村教育委員会教育長	鳩岡 矩雄	二戸市教育委員会教育長	H25.1.1～
第3条第4号 教育関係団体の役職員	鈴木 祐子	社団法人岩手県PTA連合会副会長	
	福田 國幸	岩手県高等学校PTA連合会理事	H24.8.1～
	佐藤 哲郎	岩手県社会教育連絡協議会副会長	
	浅沼 道成	財団法人岩手県体育協会理事	
	野田 みどり	社団法人岩手県芸術文化協会	
第3条第5号 学識経験者	遠藤 洋一	元 盛岡第一高等学校長 岩手県東日本大震災津波復興委員	会長
	鎌田 文聰	岩手大学教育学部教授	
	高屋 裕美子	岩手県立盛岡第三高等学校評議員	H24.8.1～
	澤口 たまみ	エッセイスト、盛岡大学短期学部 非常勤講師	
	高橋 寿子	農事組合法人いさわ産直センター あじさい代表理事組合長	
	増田 久士	釜石シーウェイブスRFC事務局長	
	三浦 光子	臨床心理士	
	谷村 久興	谷村電気精機株式会社代表取締役 会長	副会長
吉田 道一	前 盛岡市立仙北中学校 盛岡教育事務所在学青少年指導員		

議案第3号

岩手県いじめ問題対策委員会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて
次のとおり岩手県いじめ問題対策委員会委員の任命及び解任をすることについて、議決を求める。

1 任命（平成29年5月16日付）

職名等	氏名
臨床心理士	高橋昇

2 解任（平成29年5月15日付）

氏名	任命年月日	解任理由
宮本中子	平成28年1月12日	辞任の申出があったため

平成29年5月15日提出

岩手県教育委員会教育長 高橋嘉行

理由

岩手県いじめ問題対策委員会委員の任命及び解任をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県いじめ問題対策委員（案）

（任期：H28. 1. 12～H30. 1. 11）

	職 名 等	氏 名	性別	年数
学識経験者	公立大学法人岩手県立大学 総合政策学部 教授	いしどう じゅん 石堂 淳	男	1期
	国立大学法人岩手大学 教育学部 教授	つかの ひろあき 塚野 弘明	男	1期
医 師	社団医療法人法成会 平和台病院 医師	いとう きんじ 伊藤 欣司	男	1期
	学校法人岩手医科大学 医学部 講師	ほし かつひと 星 克仁	男	1期
弁 護 士	太田秀栄法律事務所 弁護士	おおた しゅうえい 太田 秀 栄	男	1期
	山中法律事務所 弁護士	やまなか しゅんすけ 山中 俊 介	男	1期
臨床心理士	臨床心理士	みやこ もりお 宮古 守夫	男	1期
	臨床心理士	たかはし のぼる 高橋 昇	男	新任
社会福祉士	かな福祉相談支援事務所 社会福祉士	たかはし たけし 高橋 岳志	男	1期
	一般社団法人岩手県社会福祉士会 社会福祉士	すなだ あさこ 砂田 麻子	女	1期

チェック項目	平成29年4月現在	今回
◎委員数【10人以内】	10人	10人(新任1人)
◎男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならないこと	男 : 女 80.0% : 20.0%	男 : 女 90.0% : 10.0%
◎若手委員（50歳未満登用率【25%以上目標】）	30.0%	30.0%
◎委員の平均年齢	56.0歳	55.0歳
◎在任期間8年超	なし	なし

岩手県いじめ問題対策委員会条例をここに公布する。

平成27年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第72号

岩手県いじめ問題対策委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、岩手県いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第12条の規定により定められた岩手県いじめ防止等の基本的な方針に基づきいじめの防止等のための対策について調査審議すること。
- (2) 法第24条の規定による調査を行うこと。
- (3) 法第28条第1項の規定による調査を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、法律、医療、心理、福祉等に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある専門委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

4 第4条及び前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要に応じて議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。